

平成18年度 建設工事に係る入札・契約制度の改善について

本市の工事請負契約に係る入札・契約制度については、継続した見直しが必要であると考えており、これまでも毎年度、種々の改善を行っていますが、平成18年度においても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、さらに一層の透明性を確保し、業者間の公正な競争を促進するとともに談合等不正行為の防止を図るため、次のとおり入札及び契約制度の改善を行います。

1 総合評価落札方式の実施

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行(平成17年4月1日施行)を受け、建設工事の一部において、価格と価格以外の要素(技術的能力)を評価して落札者を決定する総合評価落札方式を導入し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指します。

今年度は、入札者から提出された施工計画等の技術資料等を評価する「簡易型」を主に実施する予定です。

2 中間前金払制度の導入

既に前払金(請負代金の4割)を支出した工事のうち、次の条件をすべて満たすものについて、工期半ばに更に2割の前金払を行うことにより、請負者の財務体質の改善、経営の安定化を図るとともに、本市が行う部分払いのための出来高確認等の業務を削減します。

【中間前払金の支払条件】

- 請負代金の額が100万円以上であること。
- 工期が3か月以上であること。
- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

なお、原則として中間前払金の請求と部分払の請求は、重ねてすることができません。

3 入札後資格確認型一般競争入札の試行拡大

一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前には行わず、入札後に最低価格者を対象に資格確認を行う方式である入札後資格確認型一般競争入札の試行対象範囲を拡大します。

	試行対象範囲
改正前	設計金額1億円以上(WTO対象工事(注)を除く。)
改正後	設計金額5千万円以上(WTO対象工事(注)を除く。)

(注)「WTO対象工事」とは、予定価格24億1千万円以上のものをいいます。

4 一定の資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限

(1) 公正な競争を確保するため、一定の資本的関係又は人的関係のある会社が同一の入札に参加することについて、次のとおり制限を拡大します。

	同一入札への参加を制限する会社
改正前	親会社と子会社(出資比率50%超の関係にある会社) 代表権を有する者が同一の会社 役員が兼務している会社 親会社が同一である子会社
改正後	~ 同上 代表権を有する者が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

(注)

- ・「夫婦」は法律上のものに限ります。
- ・「親子」とは、民法の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいいます。
- ・「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの(配偶者の兄弟姉妹)は含みません。

(2) 一定の資本的関係又は人的関係があるかどうかは、「資本関係・人的関係調書」として、一定の資本的関係又は人的関係の有無を記載した書面を、次のとおり提出していただくことにより確認します(昨年度と同じです。)

入札方式等	資本関係・人的関係調書の提出時期
一般競争入札	一般競争入札参加資格確認申請書の提出時
簡易公募型指名競争入札	簡易公募型指名競争入札参加申込書の提出時
通常型指名競争入札	指名通知書の受領時
随意契約(見積合わせ)	通常型指名競争入札に準じます。

【注】 「資本関係・人的関係調書」に虚偽の記載があった場合は、指名停止措置を行うことがあります。

(3) 資本関係・人的関係調書が提出されたことにより、一定の資本的関係又は人的関係のある会社が同一入札に参加していることが判明した場合、それらの会社はいずれも入札に参加することができ

ません。ただし、そのうちの1者を除いて他者が全て入札執行前に入札を辞退した場合は、残りの1者は入札に参加できます。

入札後資格確認型一般競争入札の場合、入札書送付後の入札辞退は認めませんので、一定の資本的關係又は人的關係のある会社の入札全てを無効とします（昨年度と同じです。）

5 独占禁止法に基づき課徴金が減免された者に対する指名停止措置期間の短縮

平成18年1月4日から施行された改正独占禁止法に基づき、公正取引委員会が課徴金を減免した者について、指名停止措置期間を通常の措置期間の2分の1に短縮します。

6 資格審査申請時における法令遵守に係る誓約書の徴取

建設工事競争入札参加資格審査申請時に、申請者から刑法や独占禁止法等の法令遵守に係る誓約書を徴取します。

7 工事成績点が低い工事の施工実績からの除外

本市発注工事のうち、工事成績点が60点未満であった工事は、一般競争入札や簡易公募型指名競争入札において、入札参加条件（入札参加申込条件）の一つである会社の施工実績として認めないものとするにより、工事成績不良業者が入札に参加することを排除します。

8 予定価格の事前公表

これまでは設計金額を事前公表していましたが、今後は予定価格そのものを事前公表します。

9 実施時期

平成18年6月1日以降に入札公告等を行うもの（7については、平成18年6月1日以降に完了し、工事成績評定が行われるもの）から適用します。ただし、6については、平成18年の11月ごろから行う平成19・20年度建設工事競争入札参加資格審査申請の受付から適用します。

その他のお知らせ

1 平成19・20年度建設工事競争入札参加資格審査申請について

(1) 申請受付

受付時期

平成18年の11月ごろから受け付ける予定です。(ホームページや広報紙「ひろしま市民と市政」でお知らせします。また、平成17・18年度分の資格を認定されている業者の方へは、事前にはがきでもお知らせします。)

申請方法

インターネットを利用して行う業者登録受付システムを導入して行います。

説明会の開催

業者登録受付システムによる申請に係る説明会を平成18年10月ごろ開催する予定です。

記載事項変更届

代表者や住所の変更など、競争入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があった場合の届出についても、平成18年7月から業者登録受付システムにより受け付ける予定です。

(2) 総合数値の算出方法の改正

競争入札参加資格者の等級区分の基となる総合数値については、これまで、建設業法に基づく経営事項審査結果の工種別総合評定値や前2か年の完成工事平均成績点数などの評価項目により算出していましたが、新たに、ISO認証取得、障害者雇用、防災行政への協力等の建設業者の社会貢献活動なども評価項目に加えて算出します。

新たな評価項目の内容は次のとおりです。

項目	評価内容	配点
ISO認証取得	競争入札参加資格審査申請日(以下「申請日」といいます。)において、次のいずれかに該当する場合に加点 ISO9001認証取得(建設業に関するものに限る。) ISO14001認証取得(建設業に関するものに限る。)又はエコアクション21認証取得(建設業に関するものに限る。) 認証取得は、広島市内の事業所で、本市に資格登録するものに限る。	各5点
障害者雇用	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用状況報告の義務がある者は申請日の直前の6月1日において、報告義務のない者は申請日において、次のいずれかに該当する場合に加点 障害者雇用率が1.8%以上 障害者雇用率が3.6%以上	5点 10点
災害時の地域貢献	申請日において、本市の災害等の協力事業者登録制度に登録している場合に加点	5点

男女共同参画	申請日において、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定(労働者300人以下の事業者に限る。)しているか、又は申請日前5年以内に以下のいずれかの表彰を受けている場合に加点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のチャレンジ大賞 ・ 均等推進企業表彰 ・ ファミリーフレンドリー企業表彰 ・ 広島市男女共同参画推進事業所表彰 申請日において、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する国家資格を有する女性技術者を1人以上雇用している場合(1年以上雇用している場合に限る。また、実務経験による技術者を除く。)に加点	各5点
CPDSの学習単位及びCPDの学習時間	申請日における企業ごとの学習単位数[CPDSの場合]又は学習時間数[CPDの場合](市内の本店、支店、営業所等に所属する有資格技術者に限る。)に応じて加点	10点を上限
指名停止等	資格認定日の属する年の前年及び前々年における指名停止等の状況に応じて減点 指名停止 月数 × (-5点) 資格取消 月数 × (-5点) 文書注意 回数 × (-3点) 口頭注意 回数 × (-1点)	左記により減点

「CPDS」とは、土木施工管理技士の継続学習制度です。

「CPD」とは、建築士等の継続学習制度です。

なお、上記表に基づく加点をするかどうかについては、あらかじめ申請者からの申出により選択できるものとします。

(3) 発注標準及び等級区分の設定

平成19・20年度の建設工事競争入札参加資格の認定における発注標準及び等級区分は、これまでと同様とします。

ただし、発注標準における優遇措置の対象者については、これまで「広島県内に商業登録簿上の本店又は建設業法上の主たる営業所を有している者」としていましたが、今後は「広島市内に建設業法上の主たる営業所を有している者」に改めます。

2 電子入札の対象範囲拡大等に伴う入札事務手続の見直しについて

(1) 工事費内訳書

ファイル形式

電子入札システムにより送付する場合、ファイルは、ワード又はエクセル形式のほかPDF形式でもかまいません。また、圧縮することも可能です(ただし、LZH又はZIP形式に限りません。)

記載レベル

提出を求める工事費内訳書は、種別又は中科目まで(一番上位の項目から第3段階のレベルまで)の記載でよいものとします。

その他詳細は、「工事費内訳書作成要領」(6月からホームページに掲載します。)をご覧ください。

(2) 設計図等の複写に係る領収書

これまでは、入札時に設計図等の複写に係る領収書の提出を求めていましたが、今後は原則として、提出を求めないこととします。ただし、任意の入札において、開札時に提出を求める場合又は複写業者から設計図等の購入者の報告を求める場合がありますので、入札時に必ず持参してください(電子入札を行う場合で開札に立ち会わなかったときは、開札後すみやかに提出を求めます。)。この場合に、設計図等を購入しないで入札に参加したことが判明した場合、その者のした入札は無効とします。また、指名停止措置をとることもあります。

(3) 低入札価格調査報告書

調査基準価格を下回る入札をする場合に提出しなければならない低入札価格調査報告書に添付する工事費内訳明細書は、工事費内訳書より1段階下のレベルまでの記載でよいものとします。

施工場所の図面、事務所・倉庫等の地図及び見積書の写しなどの資料は添付しなくてよいものとします。

その他詳細は、「低入札価格調査報告書作成要領」(6月からホームページに掲載します。)をご覧ください。

(4) 工事費積算書

工事費積算書は、その工事の設計書(金抜き)のすべての明細に対応させて作成してください。作成した工事費積算書は、入札に立ち会う場合は必ず持参してください。談合情報が寄せられた場合には、工事費積算書の提出を求めます。また、低入札価格調査時には、提出を求めることがあります

その他詳細は、「低入札価格調査報告書作成要領」(6月からホームページに掲載します。)をご覧ください。

(5) 実施時期

平成18年6月1日以降に入札公告等を行うものから適用します。

補 足 事 項

1 電子入札のための「利用者登録」について

電子入札システムを利用するためには、「利用者登録」が必要です。「利用者登録」については、広島市のホームページをご覧ください。

ホームページでは、トップページから、「入札・契約」「電子調達システムへの入口（入札公告・結果の閲覧など）」「受注者用へ」へと進んでください。広島市電子調達システムポータルサイトから利用者登録を行います。

2 発注見通し、入札公告及び入札結果の公表

広島市電子調達システムポータルサイトから見ることができます。

問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部（工事担当）

電話(082)504-2280（直）

e-mail keiyaku-koji@city.hiroshima.jp

広島市ホームページ <http://www.city.hiroshima.jp/>

建設工事の施行にあたっての留意事項

平成 18 年(2006 年)5 月 24 日
都市整備局指導部技術管理課

1 工事の安全管理について

- (1) 平成 17 年度公共工事の事故災害発生状況
- (2) 公共工事災害防止強調月間（6 月）
- (3) 建設工事安全協議会

2 施工体制について

- (1) 公共工事施工体制確認強化月間（11 月）

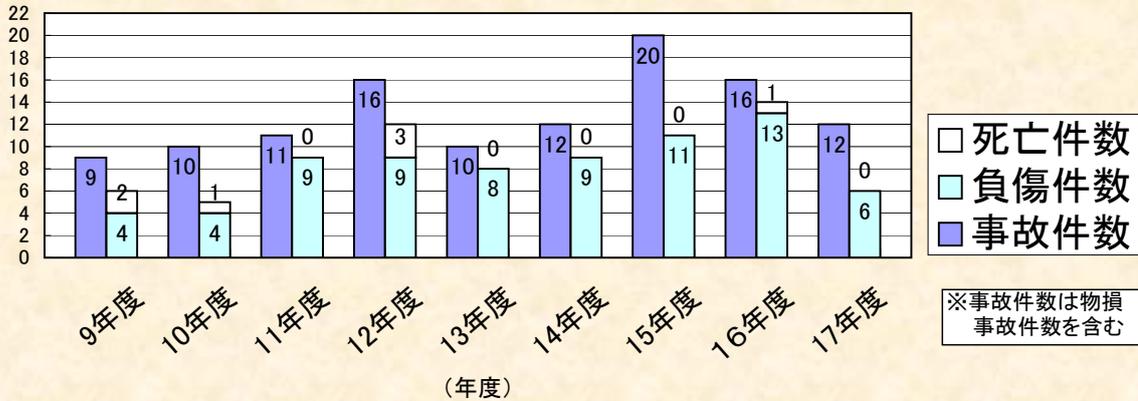
3 電子納品について

平成17年度公共工事の事故災害発生状況

平成9年度～17年度

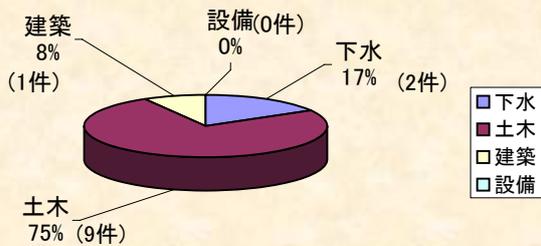
(件数)

年度別事故件数

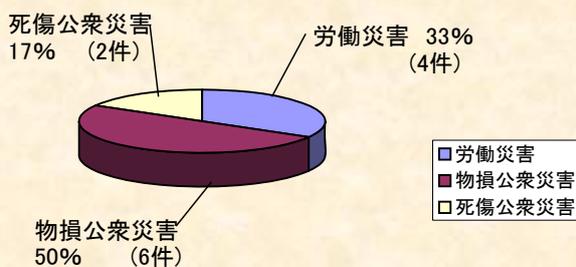


平成17年度

工事別事故割合(12件)



事故分類割合(12件)

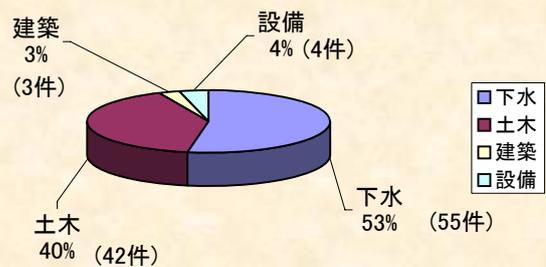


事故種類別件数(12件)

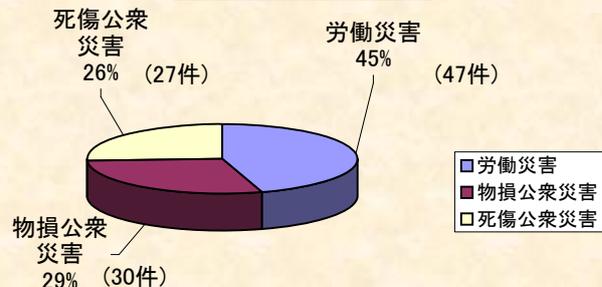


平成9年度～16年度

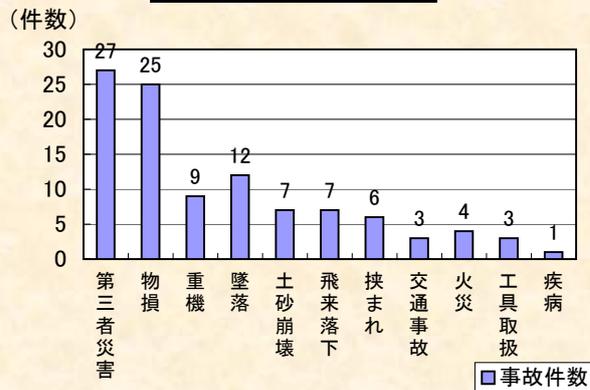
工事別事故割合(104件)



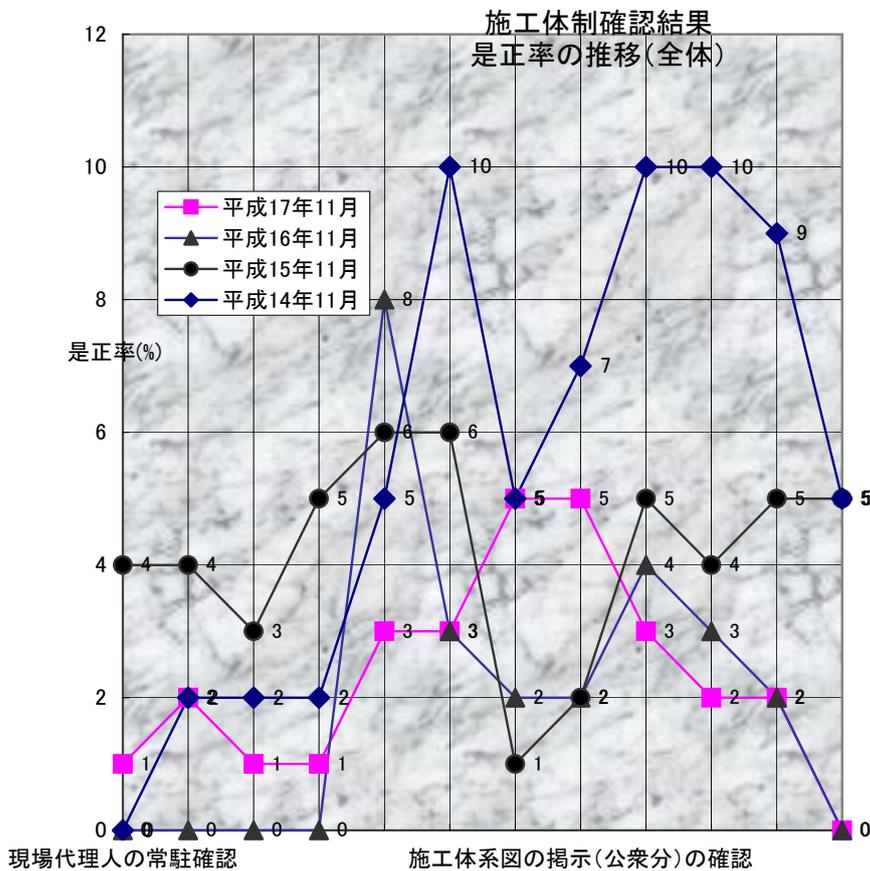
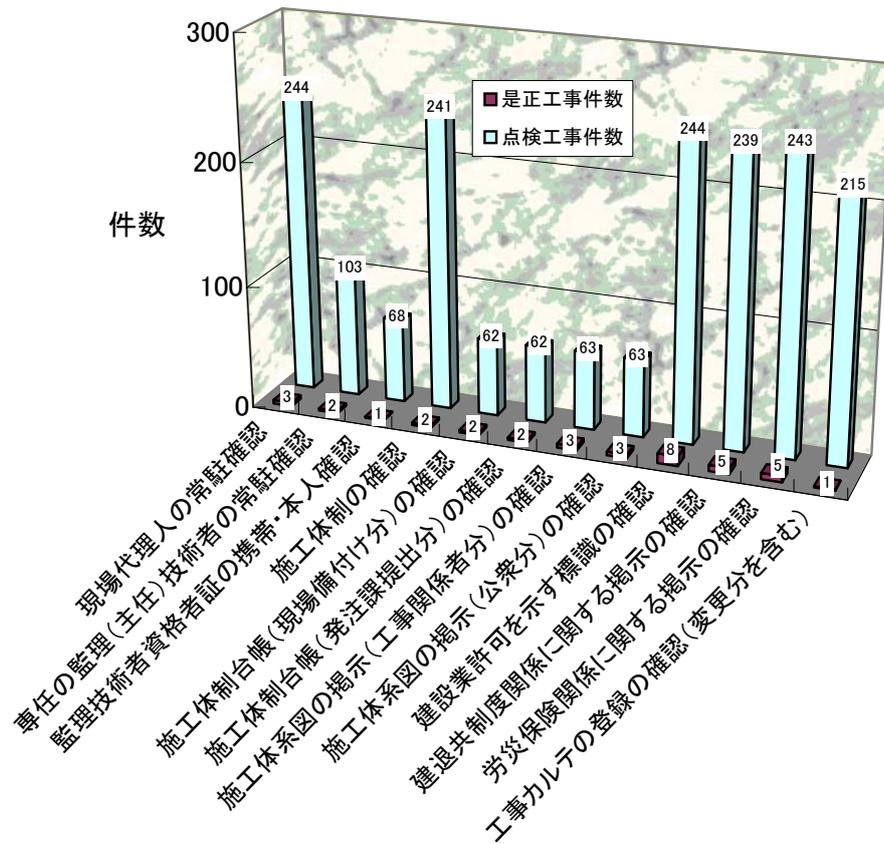
事故分類割合(104件)



事故種類別件数(104件)



平成17年度施工体制確認結果 (全体244工事)



本市発注工事・業務の受注者の方へ

電子納品の 試行を実施中です。

平成18年度は、より積極的な取組を推進するため、電子納品試行について下記の取組を行います。

1. 電子納品対象の明確化 2. 工事成績評定での評価

1. 電子納品対象の明確化

- (1) 平成18年度に本市が発注する以下の調査設計等委託業務及び建設工事について原則として電子納品することを契約時の特記仕様書に明示して発注します。
 - ・全ての建築・設備設計業務
 - ・一定規模以上の橋りょう及びトンネルの設計等委託業務及び建設工事
 - ・その他発注担当課で選定した建設工事及び土木関係調査設計等委託業務(全体の1割程度を対象にする予定です。)
- (2) 特記仕様書に電子納品対象であることが明示されていなくても、契約後の協議により電子納品することができるものとします。
- (3) 電子納品対象とする書類は以下のとおりです。(これら以外の書類を電子納品することについて妨げるものではありません。)
 - ・調査設計等業務委託……………報告書、図面等のほか全ての書類
 - ・土木工事(下水道工事を含む。)……………工事写真
 - ・建築(建築付帯設備工事を含む。)工事……………完成図面
- (4) 電子納品により難しい場合は、本市との協議により成果品の提出方法を決定することができます。(受注者に対し電子納品を義務付けるものではありません。)

2. 工事成績評定での評価

電子納品の積極的な取組を推進するため、工事成績評定の対象となる工事のうち、「広島市電子納品の手引」に基づく電子納品を実施したのものについては、「電子納品」を工事成績評定において一律に評価します。



本格的に始まる前に、電子納品に慣れておきましょう。

上記取り扱いのほか、関係する要領等について、本市ホームページで公開しています。

【公共事業の情報化と技術管理】

広島市トップページ(<http://www.city.hiroshima.jp>)左側のメニューから

「入札・契約」⇒「公共事業の情報化と技術管理」⇒「公共事業の情報化と技術管理」で開きます。



本市では、「広島市CALS/ECアクションプログラム(広島市公共事業情報電子化推進計画)」に基づき、平成19年度の本格運用を目指して電子納品を試行中です。

「電子納品」とは、公共事業における設計図、報告書、完成図、工事写真などの成果品を電子データにより電子媒体(CD-R)で納品することをいいます。

広島市ではできるだけ円滑に電子納品に取り組むことができるように、電子成果品作成に関する基準は国土交通省策定要領(案)に準拠し、この要領の運用や本市独自の取扱いについて「広島市電子納品の手引」で定め、平成16年11月から試行を始めています。